

令和4年度 住民税非課税世帯の方へ 臨時特別給付金 のお知らせ

新 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、生活・暮らしを支援するため、対象世帯に一時金を支給します。



給付額について

1世帯当たり10万円を1回限り支給

※下記①住民税非課税世帯と②家計急変世帯との重複支給はできません

給付金の対象となる方

①住民税非課税世帯

基準日(令和4年6月1日)時点で香南市に住民票があり、世帯全員の令和4年度住民税が非課税である世帯

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く

※ただし令和3年度以降、既に「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を受けた世帯、または当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は対象外となります

②家計急変世帯

①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和4年1月以降の収入状況が①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

申請期限

①案内通知から3カ月以内

②令和4年9月30日(金)まで

支給方法

申請書類を審査後、指定された口座へ振り込みます。

詳細は香南市ホームページからご確認ください



申請手続き

①住民税非課税世帯

対象となると思われる世帯の方に手続きの案内(振込口座や支給要件等の確認書)を7月中に発送しています。内容を確認後、必要事項を記入してご返送ください。申請期限が案内通知から3カ月以内となります。返送忘れのないようにご注意ください。

②家計急変世帯

申請には、令和4年1月以降の任意の1カ月の収入の給与明細等が必要です。収入が確認できる書類を持参し、令和4年9月30日までに福祉事務所専用窓口にご相談ください。

令和3年度分未申請の方へ

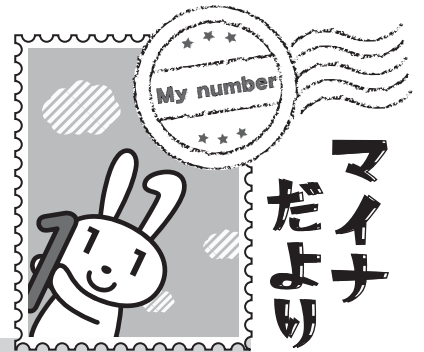
令和3年度分の住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の支給の対象で、未申請の方も令和4年9月30日まで申請できます。専用窓口にご相談ください。

DV等を理由に避難している方へ

配偶者やその他親族からの暴力等を理由に避難し、住民票を移さずに香南市にお住まいの方も、一定の要件を満たせば、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯10万円)を受給できる可能性があります。令和4年9月30日までに専用窓口にご相談ください。

マイナンバーカードを取得して

マイナポイント第2弾を 申し込んでみよう!



市民保険課 ☎56-2155

マイナポイントを申込みと最大20,000円分のポイントがもらえます!

① キャッシュレス決済との連携で 最大5,000円分	② 健康保険証としての利用登録で 7,500円分	③ 公金受取口座の登録で 7,500円分
---	---------------------------------------	-----------------------------------

※令和4年9月30日までにマイナンバーカードの交付申請をした方が対象

令和4年6月30日より前に①を申し込みされた方

②と③は、①と同じ決済サービス(電子マネーやクレジットカードなど)で申し込みいただくことが可能です。また、①で申し込まれた決済サービスとは別の決済サービスで申し込みができるようになりました。(ただし、②と③でお選びいただく決済サービスは同じです)

令和4年6月30日以降に①を申し込みされた方

①、②、③でお選びいただく決済サービスはすべて同じです。



パソコンから専用サイトでの申し込み、またはアプリをインストールしてスマートフォンからご自身でマイナポイント第2弾の申し込みをすることができます。

マイナポイント申込サイトURL: <https://id.mykey.soumu.go.jp/>

※パソコンからの申し込みにはカードリーダーが必要です



- 市役所市民保険課窓口でマイナポイントの申し込みをお手伝いしています。(予約不要ですが、窓口の状況によってはお待ちいただく場合がありますのでご了承ください)
- お持ちいただくもの
 - ①マイナンバーカード
 - ②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁)
 - ③マイナポイントを受け取りたいカード所有者の決済サービスの決済IDやセキュリティコード
 - ④カード所有者の口座情報が確認できるもの
- 本庁舎1階に特設端末を常設していますので、ご自身でお申し込みされる場合は市役所閉庁日でもご利用可能です。
- マイナポイントは決済サービスでポイントを受取ることができる仕組みです。(現金は口座に振込まれません)

個人番号カード未取得者へのQRコード付き交付申請書の送付について

マイナンバーカード未取得者のうち、交付申請を行っていない方に対して、地方公共団体情報システム機構からQRコード付き交付申請書が7月中旬から順次送付されています(後期高齢者医療制度加入者を除く)。まだマイナンバーカードの交付申請がお済みでない方はこの機会に申請してみませんか?市役所市民保険課でも申請を受付(要予約)していますのでご利用ください。